

## 施設基準に係る掲載事項

### ※医療情報取得加算について

当診療所は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療点数を算定しています。

医療情報取得加算	初診時	1点
	再診時	1点（3月に1回）

正確な医療情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

### ※一般名処方加算について

当診療所では、後発医薬品の促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しており、後発医薬品のある医薬品については特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行っています。

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

### ※明細書発行体制について

当診療所では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない患者様は、受付窓口にお申し出ください。